市役所2 0956-72-1111 福島からは2 47-3011

鷹島からは四 48-3011

円です)。 問合せ先=上下水道課

新

は

合は、 登 意ください 継続して指定を受けたい 成 録期限までに更新を行ってくださ (更新登録手数料は5千円です)。 21 年 お 新規登録となりますのでご注 更新されず失効となった場 12 月31日となってい 規登録手数料

問合せ先=総務課行政 (水設備指定工事店登録) 係

水設備指定工事店の登

録期

限

更

新

・ます。

·工事店:

は

日時 川畑喜久雄 相 後 にご相談くださ 談室 時 12 月 0956 行政 場 10 所 相談委員 日 市 木 役 所 午 別館多 **敬** 前 0 7 2 称略 10 時 目 6 4 ||的 午

行 〈望などはありませんか。 政 市 政 相 る仕事につ 役 相談 所や国、 談所を開設します 県などの て、 意見や苦 機関 Ó 次の で、 が 気 通 情 行 ŋ



障害のある人が受給できる各種手当

身体または精神に重度の障害を持っている人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により受給 できる制度があります。申請には専門医の診断書が必要です。

隨害者

〈特別障害者手当〉

●申請できる人

20歳以上で、日常生活で重度の 障害の状態にあるため常時介護が 必要な人(障害年金との併給は可 能です)

- ●申請できない人
- ①病院などに継続して3カ月を超え て入院している人
- ②施設などに入所中の人
- ③本人または同居の親族の所得が一 定以上ある人(扶養親族数により 異なります)
- ●手当月額 26,440 円 (支給月=5月・8月・11月・2月)
- ●問合せ先 福祉事務所障害福祉係

障害児

〈障害児福祉手当〉

●申請できる人

20歳未満で、日常生活で重度 の障害の状態にあるため常時 介護が必要な人

- ●申請できない人
- ①障害を支給理由とする公的年 金などを受けている人
- ②施設などに入所中の人
- ③父母または同居の親族の所得 が一定以上ある人(扶養親族数 により異なります)
- **●手当月額** 14,380 円 (支給月=5月・8月・11月・ 2月)

障害児

〈特別児童扶養手当〉

●申請できる人

20歳未満の障害のある児童を監 護する父母 (または養育者)

- ●申請できない人
- ①障害を支給理由とする公的年金 などを受けている児童の父母
- ②施設などに入所中の児童の父母
- ③父母または同居の親族の所得が 一定以上ある人(扶養親族数に より異なります)
- **▶手当月額** 1級= 50,750円 2級=33,800円 (支給月 $=4月\cdot8月\cdot11月$)



ますが、

皆さんに何ら

かの手続をし

または日本年金機構の名義で案内

名義で案内していた各種の関係書 まで社会保険庁や社会保険事務

類

内容により、

今後は厚生労働

在地に変更はありませ

物をそのまま使用しますの

佐世保社会保険事務所

また、

 \exists

本年金機構の設立に伴

ていただくことは一

切

あ りま

せ

ん

ご安心ください

問合せ先=市民生活課住民年金係

新たに 金事務所」は、 て引き続き利用できます。

りますが、

年金相談などの窓口とし

「年金事務所」

と名称が変わ

変わりません 続き責任を持つことは、これ 現 在の佐世保社会保険事務 所 は

度としてその財政や運営に国 目が引き までと

公的

年金の運営業務を引き継い

で 0

行

日

本年金機構は、

社会保険

庁

ますが、

公的年金制度は、

玉

制

生まれ変わります

実現を目指

頼

に応え、

層

のサ 日

ービス向上の

平成22年1月1

国民皆さんの

を

新

「日本年金機構」 社会保険庁は組

として

日本年金機構が設立されます

松浦市長選挙および松浦市議会 議員一般選挙の期日決定

10月30日に開催した選挙管理委員会 において、任期満了(平成22年2月4日) による松浦市長選挙および松浦市議会議 員一般選挙の期日を次の通り決定しまし た。

【告示日】

平成 22 年

1月17日(日)

【投票日】

平成 22 年

1月24日(日)

○問合せ先

松浦市選挙管理委員会事務局

第7回下水道排水設備工事責任技術者共通試験

所

0)

建物の排水を下水道管へ接続するなどの排水設備工事は、日本 下水道協会長崎県支部が認定した「下水道排水設備工事責任技術 者」が専属し、市長が排水設備指定工事店として指定した工事店 でなければできません。

この下水道排水設備工事責任技術者共通試験が下記の要領で 実施されます。

この試験は、2年に1回の実施となっています。資格の取得を 希望する人は、ぜひこの機会に受験してください。

○試験日時 1月24日(日) 午後1時~4時

○試験会場 長崎市立桜馬場中学校(長崎市桜馬場2丁目2番1号)

○受験資格 ①満 20 歳以上の人

②学歴に応じて、下水道の実務経験が必要です。

○受 験 料 8,000円

○受付期間 12月14日(月)~25日(金)

(土曜日、日曜日、祭日を除く午前9時から午後5時)

○申込書配布 上下水道課

○問合せ先 上下水道課下水道業務係

> または、日本下水道協会長崎県支部 (長崎市上下水道局料金サービス課)

2 095 - 829 - 1183





迎 堂 医療法人

TEL (0956) 74-0007

松浦市今福町北免2091番地1

科・内 科・整形外科 脳神経外科・リハビリテーション科

通所リハビリテーション(デイ・ケア)・グループホーム たけべ